

四條畷市広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、市の資産を広告媒体として活用し、民間企業等の広告を掲載することに関して、必要な事項を定めるものとする。

(広告掲載の目的)

第2条 市資産への広告掲載は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 広告媒体 以下に規定する市資産のうち広告掲載が可能なものをいう。
 - ア 市の広報印刷物
 - イ 市のホームページ
 - ウ 市の財産
 - エ その他広告媒体として活用できる資産で市長が個別に定めるもの
- (2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第4条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- (3) 政治性のあるもの
- (4) 宗教性のあるもの
- (5) 社会問題についての主義主張
- (6) 個人の氏名広告
- (7) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (8) 公衆に不快の念又は危害を与えるおそれがあるもの

(9) その他広告媒体に掲載する広告として不適當であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、別途定める。

(事務分掌)

第5条 広告の掲載は、広告媒体を管理する課で行う。

(広告の規格等)

第6条 広告の規格及び広告掲載位置等は、当該広告媒体ごとに主管部長が定める。

(広告募集方法等)

第7条 広告募集方法、掲載料及び選定方法については、当該広告媒体ごとに、その性質に応じて、主管部長が定める。

(審査)

第8条 新たに広告媒体を設けようとする主管部長は、媒体の可否、広告の規格等について総合政策部長の審査を受けなければならない。当該審査に伴う庶務は、総合政策部魅力創造室において処理する。

(広告の申込み)

第9条 広告を掲載しようとする者は、広告掲載申込書に掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申込みものとする。

(広告掲載の決定)

第10条 市長は、前条の申込書を受理したときは、第4条の規定に基づき掲載の可否を決定する。

(広告掲載料の納付)

第11条 広告掲載料は、掲載の決定後市長の指定する期日までに、一括前納するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。

(広告掲載の取消し)

第 12 条 市長は、市長が指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき等広告掲載に対し何らかの支障があるときは、広告の掲載を取り消すことができる。

(委託)

第 13 条 市長は、この要綱に定める事務の一部又は全部を広告代理店に委託することができる。

(その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 11 月 8 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。